

令和2年度和寒町農業振興施策に関する意見

和寒町の農業は、恵まれた自然条件を生かし、先人のたゆまぬ努力によって、安全で安心な農畜産物の生産と食糧の供給基地として重要な役割を果たしているとともに、良質な水と空気を育み、国土や自然環境の保全、ゆとりある住みやすいまちづくり、地域社会の維持・活性化と地域文化の継承に大きな役割を果たしており、本町の基幹産業と位置付けられています。

わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業所得の減少や、農作物価格の低迷、生産資材の高騰、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻となっています。また、日米貿易協定や多国間協定による貿易自由化の影響などにより、農業経営の先行きに不透明感が増しており、経営不安、生産意欲の減退による農業ばなれが懸念されています。

更に、近年の異常気象等の影響により大型台風や集中豪雨等による農業災害が増加し農業経営に大きな被害を与えている状況です。

このような状況を踏まえ農業委員会の主たる任務である「農地等の利用の最適化」に向け、優良農地の確保と有効利用の促進、遊休農地対策の強化、担い手の確保・育成等を関係機関、団体と連携を図りながら積極的に推進し、農業者が希望と誇りを持って農業に取り組み、次世代に安心して継承して行けるようにすることが、責務であると考えます。

町におかれましても、次世代に安心して継承出来る農業・農村の振興のための各種施策を推進されますよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和元年12月9日

和寒町長 奥山 盛 様

和寒町農業委員会会長 八 島 邦 彦

和寒町農業振興対策について

1. 農業生産振興対策について

- (1) 近年、異常気象等の影響による大型台風や豪雨災害により、農作物への被害が全国各地域で発生しており、農業者の努力が報われない大変厳しい状況であります。

また、日米貿易協定やT P P（環太平洋経済連携協定）等の協定交渉結果によって、農業の成長と農業者の生活に大きな支障を及ぼす恐れがあり、農畜産物関税の撤廃や削減、非関税輸入枠の増加などにより、今後の農業経営に大きな打撃を受ける事が予想され、農業の未来がどのようになるのか不透明で不安が尽きない状況です。

このことから、農業者が農業の魅力や生産意欲の持てる農業振興施策を講じられたい。

- (2) 米政策の見直しと収入保険制度への的確な対応や、米の生産数量目標配分の廃止等の中で、これらに対する対応が進められています。今後の需要に応じた米の生産と水田フル活用が着実に進むように、産地交付金等関連予算の十分な確保や、農業者段階での混乱が生じないよう生産数量の情報等を提供するなど、現場段階で実効性のある支援等を講じられたい。

- (3) 本町特産野菜の南瓜や越冬キャベツといった重量作物の作付け拡大と、高齢化、後継者の減少、規模拡大による、農作業での労働力不足が喫緊の課題となっています。

農業の省力化を目指して、ロボット技術やI C T（情報通信技術）を活用したG P S機器、無人化・遠隔監視機器、ドローンの有効活用など、最新技術に対応した農業機械の導入や労働力確保のため、町・J A等関係機関と連携の上、スマート農業の現状、さらに先進事例も考慮し、対策を講じられたい。

- (4) エゾシカや有害鳥獣による農作物への被害防止につきましては、猟友会のご協力により、相当の成果が現れていると思われませんが、引き続きハンターの育成や電気牧柵等の設置事業を継続し、駆除対策を講じられたい。

特にアライグマについては、被害件数も多くなり、捕獲数も急増しており、生息数が激増していると思われることから、今後も重点施策として事業の継続を講じられたい。

- (5) 一昨年の胆振東部地震による全道停電（ブラックアウト）を受け、農業、特に酪農業の被害を最小限に防ぐための緊急時の早急な対応や自家発電設備の導入助成、支援拡大を国や関係機関と連携し、対策を講じられたい。

2. 農村活性化対策について

- (1) 農業の活性化と継続には後継者の育成と新規就農者の確保や法人による農業経営、一般企業の農業参入等が急務であり、町外からの積極的な誘致・受け皿の整備が必要なことから、各農業関係機関と連携を密にし、国の施策を活用しながら担い手の育成や新規就農者への支援体制、後継者対策の充実、法人育成の推進を講じられたい。

また、担い手への農地の集積についても、引き続き支援を講じられたい。

- (2) 消費者、特に幼少期からの家庭や教育分野における農業への理解を深め、地産地消や自然に親しむ環境づくりのため、町・教育委員会・学校等関係機関・団体が連携して食育、農育を推進するとともに、和寒産農畜産物の国内外への販路拡大に向け、消費者や実需者に対し、今後も積極的な情報発信やPR活動の展開を講じられたい。

- (3) 山間地の農地に隣接する町道に繁茂している笹、イタドリ、小径木について、農業者の刈払機での刈り取りは困難であるので、町主導による計画的な除去対応を講じられるとともに、河川の雑木の伐採や倒木の除去についても、引き続き対応を講じられたい。

3. 農地対策について

- (1) 農業の経営規模拡大によって、作業効率の向上や収益性の確保が求められるなか、それらに欠ける耕作条件不利地で遊休農地が増加していく懸念があります。

農地は食糧の安定供給の基盤であり、農村環境の保全を図る上でも、関係各機関と連携し、農地の有効利用につながる遊休農地解消（再生利用）対策として、多面的機能支払交付金による草刈等が保全管理に有効であることから、予算の確保及び組織の負担軽減と、中山間地域等直接支払交付金では、中山間地域の営農確保や農地確保のために支払単価増額を講じられたい。

- (2) 農村社会を維持していくためには、農業の生産性の向上、作業効率を上げるための区画整理や圃場の大区画化、暗渠の施工、用排水路の有効利用などの生産基盤整備が重要であることから、計画的な農業基盤整備事業の推進と受益者負担の軽減の拡充、農村現場の要望に応えるような積極的な事業推進のための十分な予算措置の確保を講じられたい。

- (3) 近年、毎年のように集中豪雨等による農地災害が発生しており、特に不良排水・河川の調査・整備については、引き続き対応し、水害対策を講じられたい。

また、各環境保全会の協力を得ながら田んぼダムなどの被害軽減対策も引き続き講じられたい。